

# 摂津市強靱化地域計画 (第2期)

令和8年(2026年)7月

摂津市

————— 目 次 —————

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画の趣旨   | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間    | 2 |
| 4 計画の推進体制 | 2 |
| 5 取組の進捗管理 | 3 |

第2章 計画の基本的な考え方

|              |   |
|--------------|---|
| 1 基本目標       | 4 |
| 2 事前に備えるべき目標 | 4 |
| 3 対象とする災害    | 5 |
| 4 計画の組立て     | 5 |

第3章 脆弱性評価

|             |   |
|-------------|---|
| 1 評価の枠組みと手順 | 6 |
| 2 具体的な取組    | 8 |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 別紙 脆弱性評価結果・具体的な取組 | 9 |
|-------------------|---|

# 第 1 章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画の趣旨

本市は、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的に「摂津市地域防災計画」を策定し、総合的かつ計画的に災害対策のより一層の充実を図っている。

国においては平成 26 年 6 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」（平成 25 年 12 月公布・施行）に基づき「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定され、令和 5 年 7 月にはデジタル新技術の活用及び地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とした基本計画が策定された。

本市においても、昨今の激甚化する自然災害を踏まえ、基本法の趣旨に基づき「摂津市強靱化地域計画」を令和 3 年 4 月に策定し、「地域の強靱化」を目指す取組を推進してきた。摂津市強靱化地域計画の計画期間が令和 7 年度で終了することから、引き続き、「地域の強靱化」を目指す取組を推進するため「摂津市強靱化地域計画（第 2 期）」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第 14 条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を図った計画である。

また、「摂津市行政経営戦略」及び「摂津市地域防災計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものである。

## 3 計画期間

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 6 年間とする。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

## 4 計画の推進体制

地域の強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧復興を可能にする、平時からの地域づくりとなるため、広範な部局の所掌にまたがる取組となる。

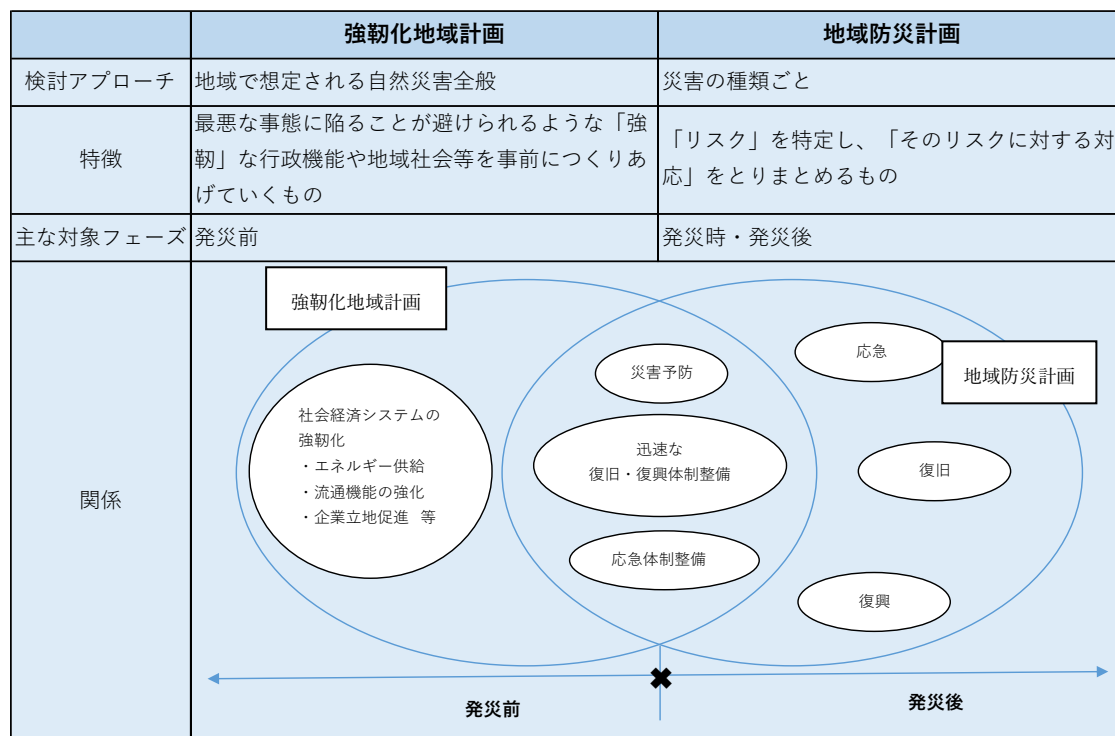
したがって、本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、大阪府、近隣自治体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者等と連携・協力しながら進めていく。

## 5 取組の進捗管理

本計画と「摂津市地域防災計画-第2編災害予防計画」は、個別の施策が連動していることを踏まえ、本計画に掲げる取組を効果的・効率的に実施するため、一体的に進捗管理を行うものとする。

### 【参考】

#### 地域防災計画との関係



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」を参酌し、次の4つを基本目標とする。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」を参酌し、次の6つを事前に備えるべき目標とする。

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救急・救助、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等のライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 対象とする災害

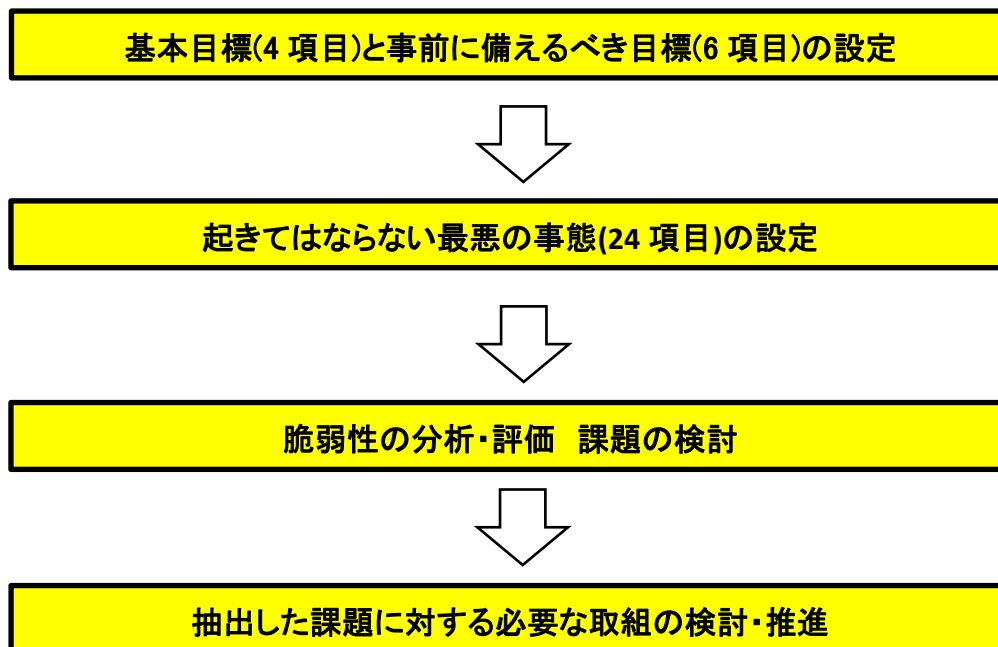
市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害として地震・風水害を対象とする。

なお、本市域の災害のハザードについては、「摂津市地域防災計画-資料編」に記載するとおりである。

### 4 計画の組立て

前記の「基本目標」および「事前に備えるべき目標」ごとに「起きてはならない最悪の事態」を本市の地域性に応じて設定した。また、それぞれの事態ごとに本市の脆弱性を評価し課題を検討した。

最後に、これらの脆弱性を克服し「起きてはならない最悪の事態」を回避する方策となる「具体的な取組」を、それぞれの事態ごとに定めた。



## 第3章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組みと手順

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」に基づき設定した、4つの「基本目標」、6つの「事前に備えるべき目標」の達成に向けて、本市の地域性に応じて24の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり(P.7)設定した。



| 事前に備えるべき目標                                                        | 起きてはならない最悪の事態 |                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                                            | 1-1           | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生                                          |
|                                                                   | 1-2           | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                                           |
|                                                                   | 1-3           | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）        |
| 2救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ     | 2-1           | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                            |
|                                                                   | 2-2           | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                                           |
|                                                                   | 2-3           | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生                                          |
|                                                                   | 2-4           | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                                     |
|                                                                   | 2-5           | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱                                                                     |
|                                                                   | 2-6           | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                                                         |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する                                                 | 3-1           | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                     |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない                                                 | 4-1           | サプライチェーンの寸断による企業の生産力の低下                                                                    |
|                                                                   | 4-2           | 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出                                                     |
|                                                                   | 4-3           | 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響                                                          |
| 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 5-1           | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|                                                                   | 5-2           | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止                                                     |
|                                                                   | 5-3           | 都市ガス供給・石油・LPG等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止                                                        |
|                                                                   | 5-4           | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                         |
|                                                                   | 5-5           | 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                                                               |
| 6社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                                  | 6-1           | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                  |
|                                                                   | 6-2           | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態              |
|                                                                   | 6-3           | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                                           |
|                                                                   | 6-4           | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                                   |
|                                                                   | 6-5           | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                              |
|                                                                   | 6-6           | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響                                                |

## 2 具体的な取組

本市における、24 の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市の取り組んでいる施策等について、その取組状況の把握や現状の課題等を抽出し、分析・評価（脆弱性評価）し、【別紙 1】に記載した。

脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取組を【別紙 2】に記載した。

また、各施策の進捗状況や社会情勢等の変化、国・府、関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。